

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和4年5月）

大船渡地区環境衛生組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき特定事業主行動計画を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の令和3年度の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、大船渡地区環境衛生組合における女性の活躍状況を公表いたします。

1 計画の実施状況

(1) 長時間勤務環境

目標：令和5年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を平成30年度実績（32.6%）より0.4ポイント以上引き上げ、33%以上にする。

年次休暇の 平均取得率	目標（R5年度）	R2年度	R3年度
	33.0%	26.5%	27.1%

(2) 仕事と家庭の両立関係

目標：対象となる男性職員がある場合は、配偶者の出産休暇の取得割合100%と子の看護休暇等の取得割合の向上を目指す。

出産休暇等 の取得割合	目標（R5年度）	R2年度	R3年度
	100.0%	— （対象職員なし）	— （対象職員なし）

2 女性の活躍状況

(1) 職業生活における機会の提供に関する実績

- ① 採用した職員に占める女性職員の割合
採用した職員はありませんでした。

② 職員に占める女性職員の割合

	H30年度	R2年度	R3年度
一般事務職	33.3%	0.0%	0.0%
技能労務職	0.0%	0.0%	0.0%

③ 各役職段階に占める女性職員の割合

	H30年度	R2年度	R3年度
課長相当職	0.0%	0.0%	0.0%
係長相当職	100.0%	0.0%	0.0%

④ 機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

職員に対し、機会あるごとに各種ハラスメントに関する情報提供を行いました。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

① 離職率（令和3年度）

離職者はいませんでした。

② 男女別の育児休業取得率

対象となる職員はいませんでした。

③ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

対象となる職員はいませんでした。

④ 超過勤務の状況（令和3年度）

i) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

管 理 職	0.0 時間
一般事務職	7.0 時間
技能労務職	3.0 時間

ii) 上限を超えて勤務した職員数

管 理 職	0 人
一般事務職	0 人
技能労務職	0 人

⑤ 年次有給休暇の取得日数の状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

i) 平均取得日数 ※20日以上付与されたものに限る

全体：9.9日 一般事務職：2.7日 技能労務職：13.0日

ii) 取得日数が5日未満の職員割合

全体：27.3% 一般事務職：100.0% 技能労務職：0.0%

⑥ 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

年次有給休暇の時間単位取得を可能にするとともに、取得した際の助勤体制の強化を図りました。